

町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例
(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第30条第2項の規定に基づき、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として町田市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を、市長の附属機関として町田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、町田市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(対策委員会の所掌事務)

第3条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策の推進について調査、審議し、答申する。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(対策委員会の組織)

第4条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織す

(調査委員会の組織)

第10条 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、第3条第3項の調査を行った対策委員会の委員でないものうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、調査委員会が再調査を終了したときまでとする。

(準用)

第11条 第5条から第7条までの規定は、調査委員会について準用する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。